

都道府県行動計画の内閣総理大臣への報告について

(一般的な流れ)

- ① 有識者の意見を聴き、都道府県行動計画（案）の作成
- ② 都道府県行動計画（案）のパブリックコメント等
 - ・ パブリックコメントの実施時等、一定程度案が固まった段階で内閣官房新型インフルエンザ等対策室あてに連絡をお願いします。
 - ・ この連絡は、全体を事前に確認させていただくという趣旨ですので、適切な時期に連絡をいただければ結構です。
- ③ 都道府県行動計画の作成
- ④ 都道府県行動計画の都道府県知事から内閣総理大臣への報告（特措法第7条第4項）
 - ・ 内閣官房新型インフルエンザ等対策室あてに送付してください。
- ⑤ 都道府県行動計画の議会への報告及び市町村の長等への通知
 - ・ 作成の時期と議会開催の時期が合わないことも考えられるため、④と⑤の順番は前後しても差し支えありません。

(留意事項)

- ②の連絡は、法令上義務付けられているものではありませんが、特措法第7条第5項に基づく助言又は勧告により、都道府県行動計画について、作成後の事後修正等が極力発生しないようにする観点からも、可能な範囲内でのご協力をお願いする趣旨です。
- 計画作成にあたって疑義が生じる点については、上記②の連絡及び④の報告にかかわらず、適宜照会ください。